

過疎集落の暮らし維持構想策定事業について

企画部地域自治振興課

1 目的

国土交通省所管の「過疎集落の安心・安定の暮らし維持構想策定委託事業」を活用して、過疎集落の住民が必要最低限の暮らしを維持していくために、生活に必要な基礎的サービスを効果的かつ効率的に提供する仕組みを研究する。

2 モデル地区

天竜区龍山地域

- (1) 天竜区の中でも過疎と高齢化が特に進んだ地域であり、地形は急峻で、人家は山あいに散在し、高齢化により自家用車を運転できない世帯が増えている。
- (2) 地域の中心地にある食料品店が閉店するなど、身近に商店がきわめて少ない。

3 事業内容

生活物資の宅配・販売（行商）や、日常的な所用の代行（用足し）システムの構築と、高齢者世帯が自家栽培した余剰農作物を中心集落の販売所へ出荷する仕組みを構築する。

(1) 現況とニーズ調査（10月）

生活物資購入などを中心とした地域住民の生活状況の確認

対象となる高齢者世帯の現状

地元住民のニーズ把握

(2) 「仕組み」の検討（11月～12月）

地元住民の参画による仕組み構築のための検討会（ワークショップ）の開催

(3) モデル実施（1月～3月）

検討会により構築された移動販売等の「仕組み」をモデル実施

4 補正額 5,000千円（財源：国庫補助金 5,000千円）

音楽文化都市交流事業について

生活文化部文化政策課

1 目的

浜松市、札幌市の「音楽文化」を振興し、もって日本の音楽文化の振興に寄与することを目的として、平成21年5月14日に音楽文化都市交流宣言を行った。

この宣言に基づき、互いの音楽文化を尊重しつつ、人材の交流をすすめ、国内外への情報発信の連携等を通じて音楽文化を振興するため、音楽分野での交流事業を実施する。

2 事業内容

(1) シンポジウムの開催

両市の特徴的な音楽事業の紹介や音楽文化の将来性について、専門的な視点を持つ講師を札幌市・浜松市双方から招き、シンポジウムを開催する。

(2) 青少年の音楽団体による相互訪問、交流、演奏会

札幌市内の小・中学校音楽系部活動の活動成果を発表する音楽会に浜松市内の青少年音楽団体が出演するとともに、札幌市内の学生との交流会に参加する。

日程：平成21年11月15日(日)

会場：札幌コンサートホール kitara

浜松市民文化フェスティバルの中学校部門に札幌市内の青少年音楽団体が出演するとともに、浜松市内の学生との交流会を行う。

日程：平成21年12月6日(日)

会場：アクトシティ浜松 大ホール

今年度の浜松吹奏楽大会に札幌市の代表を招き、招いた団体と市内の青少年音楽団体との交流会を行う。

日程：平成22年3月26日(金)～28日(日)

(浜松訪問は26日～29日 29日に交流会)

会場：アクトシティ浜松 ほか

出演：札幌市内の高等学校吹奏楽部

3 補正額 3,000千円(財源：県補助金1,000千円)

鴨江別館耐震・改修事業について

生活文化部文化政策課

1 目的

昭和3年に竣工され、老朽化が著しい鴨江別館の歴史的な建造物としての保全とともに、より安全な施設として活用していくために、耐震補強工事及び改修工事を行う。

2 鴨江別館の概要

- (1) 所在地 中区鴨江町1番地
- (2) 構造規模 鉄筋コンクリート造3階建て
延床面積：1,369.02 m²
- (3) 建物の経緯

昭和3年	警察署として竣工
昭和47年	静岡県から建物及び敷地を交換契約により取得
昭和50年	浜松市福祉会館として利用
昭和59年	浜松市鴨江別館として貸館利用を開始
平成11年	望楼の一部はく離により、防落ネットを設置
平成12年	耐震補強計画策定 (補強計画の中で、望楼については補強工事が困難である旨判定)
平成13年	望楼解体
平成20年	昭和初期の建築様式を伝える建築物として、耐震補強したうえで保存・再利用する方針に決定

3 整備の概要

- ・耐震補強工事
- ・内外装塗装替、屋上防水改修
- ・便所改修
- ・電気、空調換気設備工事

4 補正額 260,000千円

(財源：地域活性化・経済危機対策臨時交付金 260,000千円)

介護給付事業について

社会福祉部障害福祉課
健康医療部保健予防課

1 目的

障害者自立支援法の施行に伴う事業者に対する施設の安定的な運営及び障害者自立支援法への円滑な移行を図るため、平成18年度に国が県に創設した障害福祉推進基金を活用した新たな措置が講じられたことに伴い、事業費を追加するもの。

2 事業概要及び事業費

(1) 通所サービス等利用促進事業（短期入所事業所分の追加） 4,508千円

事業者が短期入所利用者に対し居宅と短期入所事業所間の送迎を実施した場合に、当該送迎に要する費用（短期入所者1名につき片道1,860円）を助成するもの。

(2) 新事業移行促進事業 1,512千円

障害者自立支援法施行に伴い、報酬単価について、月額払いから日額払いとなったことが事業所にとって大きな負担となるため、その負担を軽減し円滑な新法への移行を図るため、事業所等へ事業費について助成を行うもの。

助成額は移行した月における各施設の実利用者数に応じた額。

(3) 事務処理安定化支援事業 52,660千円

障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、特定旧法施設及び障害児施設において生活支援員等の事務職の兼務を解消し、障害福祉サービスの充実を図るため、平成21年度～平成23年度のいずれか1年度に限り、事務職員の雇用経費等に対し助成するもの。

助成額は対象年度の7月中における施設の実利用者数に応じた額。

(4) 精神障害者生活訓練施設等移行促進事業 2,500千円

精神障害者生活訓練施設や福祉ホーム等（精神障害者社会復帰施設）が、新体系サービスへの移行準備のために必要な職員確保や視察等を行った場合、平成21・22年度において1施設当たり2,500千円を限度に助成するもの。

3 補正額 61,180千円（財源：県補助金 46,510千円、一般財源 14,670千円）

民生費 障害者自立支援給付事業 事業費 56,000千円

衛生費 精神障害者自立支援給付事業 事業費 5,180千円

民間保育所施設整備助成事業について

こども家庭部保育課

1 目的

国の平成20年度第2次補正予算に伴い保育所の施設整備等を目的とした「安心こども基金」が県に創設された。本市においても既存施設の耐震化や保育所待機児童の早急な解消を図るため、基金の適用期間内（平成20～22年度）に緊急的に施設整備を実施する。

2 事業内容

下記の保育所4園の施設整備（改築・増改築）について、平成21年度・22年度の2カ年にわたり「安心こども基金」を活用し、事業費の一部を助成する。

（単位：千円、カッコ内は平成22年度補助額）

	施設名	定員	総事業費	補助額	補助内訳	
					県(2/3)	市(1/3)
1	こばと保育園 (中区高林四丁目)	120人	290,561	14,782 (133,044)	9,855 (88,696)	4,927 (44,348)
2	ルミーナプレスクール (東区和田町)	90人 120人	292,830	14,544 (130,902)	9,696 (87,268)	4,848 (43,634)
3	若宮保育園 (東区大瀬町)	90人 120人	287,539	14,347 (129,130)	9,565 (86,087)	4,782 (43,043)
4	天林寺保育園 (中区下池川町)	90人 120人	368,130	14,763 (132,873)	9,842 (88,582)	4,921 (44,291)
計				58,436 (525,949)	38,958 (350,633)	19,478 (175,316)

3 補正額

58,436千円

（財源：県補助金 38,958千円 市債 14,600千円）

債務負担行為限度額 525,949千円（期間 平成21年度～平成22年度）

（財源：県補助金 350,633千円 市債 131,400千円）

地域密着型サービス等提供基盤整備助成事業について

社会福祉部介護保険課

1 目的

消防法施行令の一部を改正する政令が平成21年4月に施行されたことに伴い、スプリンクラー設置が義務化される既存の福祉施設へ設備整備費を助成するもの。

2 事業内容

既存の小規模福祉施設（定員29名以下）へのスプリンクラー設備整備費の助成。

助成限度額 $9,000 \text{ 円/m}^2 \times \text{対象施設の延床面積}$

・平成21年度対象施設

グループホーム花みずき（西区大山町）

グループホーム入野やわらの家（西区入野町）

グループホームハイジの家（西区西山町）

グループホーム明日香（浜北区横須賀）

ほのぼのケアガーデン（北区引佐町）

3 補正額 32,500千円（財源：国庫補助金32,500千円）

地域自殺対策緊急強化基金事業について

健康医療部健康医療課
精神保健福祉センター

1 事業目的

全国の自殺者数は、平成 10 年以降 11 年連続で 3 万人超(うち浜松市は 100 人超)であり、緊急に対策を行わなければならない状況である。

国は、その対策として「地域自殺対策緊急強化交付金」を造成し、都道府県に対して必要な経費を交付することとなり、静岡県においても、それを原資として「地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金」を創設した。

当市では、この補助金を活用し、相談機関の周知やメンタルヘルスの重要性などの啓発等を行うことで、自殺対策を強化する。

2 事業内容

(1) 地域自殺対策緊急強化交付金の概要

区分	概要
交付金額	国の総額 100 億円、補助率 10/10 静岡県分は、240,000 千円
実施期限	3 年間(平成 23 年度末まで)
対象事業	対面型相談支援事業、電話相談支援事業、人材養成事業、普及啓発事業、強化モデル事業 事業内容は、各県・各市町の実情を踏まえ、自由に選択、決定 各府省で実施する既存の自殺対策事業は、本基金事業の対象外

(2) 市の実施事業

自殺対策連携会議の追加開催(健康医療課)

自殺対策啓発事業(健康医療課・精神保健福祉センター)

- ・ポスター作成
 - ・浜松市自殺対策推進計画(平成 20 年度策定)と「いのちをつなぐ手紙」の普及啓発
 - ・相談機関の周知
 - ・ハイリスク者である「自殺未遂者」、「うつ病患者」を対象としたリーフレット作成
メンタルヘルス実態調査(精神保健福祉センター)
 - ・外国人(調査予定 約 1,000 人)
市内在住の外国人に対し訪問等による調査を実施
 - ・教職員(調査予定 約 3,800 人)
子どもたちのメンタルヘルス維持増進のため、教職員を対象とした実態調査を実施
- 自死遺族の会への支援(精神保健福祉センター)

3 補正額 10,000 千円(財源: 県補助金 10,000 千円)

健康医療課 3,200 千円(自殺対策連携会議専門委員報酬・自殺対策推進事業)
精神保健福祉センター 6,800 千円(精神保健福祉推進事業)

特定不妊治療費補助金の拡充について

健康医療部健康増進課

1 目的

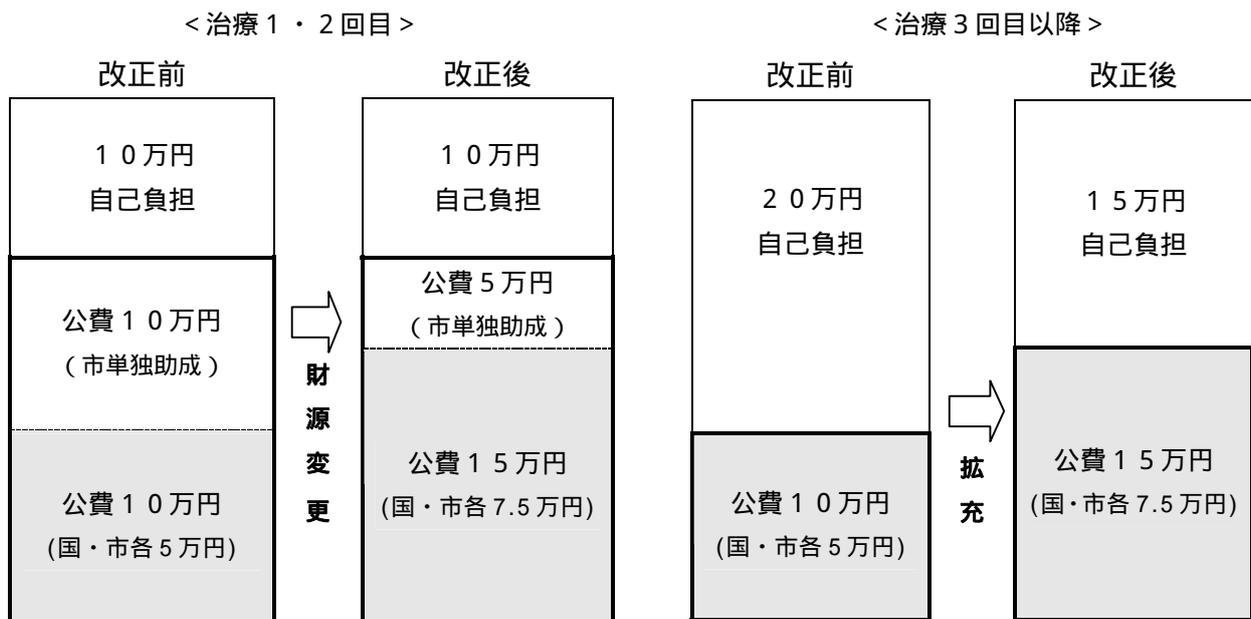
国の1次補正に伴い、特定不妊治療に対する公費負担を拡充し、当事者の経済的負担軽減を図る。

2 事業内容

国庫補助事業分（年2回、通算5年間まで）について、1回あたり10万円から15万円に拡充された。

市では、本年度4月から、それに先駆けて治療1・2回目の補助上限額を市単独助成として20万円に引き上げており、治療3回目以降の補助上限額について、国の補助制度改正にあわせて15万円に拡充するものである。（下図参照）

【 治療費30万円（平均的な治療費）の例 】



太枠部分：公費負担、網掛部分：国庫補助対象

市単独助成を開始した平成21年4月に遡り、国庫補助が拡充される。

3 補正額 6,000千円（財源：国庫補助金11,000千円）

～不妊症って？～

結婚後、避妊をしない夫婦生活を持って、2年以上妊娠しない場合を不妊症と定義しています。

日本国内では、およそ200万組のカップルが、子どもができずに悩んでいるといわれています。



地域グリーンニューディール基金について

環境部環境企画課

1 目的

地域において緊急に取り組むべき地球温暖化その他の環境問題を解決するため基金を設置し、環境負荷の低減のために必要な事業を実施する。

2 基金の概要

(1) 基金設置のための国庫補助金額は 302,000 千円

(2) 基金充当事業は、平成 21 年度から平成 23 年度の期間に実施

(3) 基金充当事業は、基金を取り崩して行う次の事業

ア 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業

(ア) 公共施設省エネ・グリーン化推進事業

断熱設備、冷暖房設備等の省エネ改修等、公共施設の省エネ化を複合的又は一体的に整備するための事業

(イ) 民間施設省エネ・グリーン化推進事業

断熱設備、冷暖房設備等の省エネ改修等、民間事業者等の施設の省エネ化を複合的又は一体的に整備するための事業

(ウ) 廃棄物由来再生可能エネルギー利用促進事業

木質バイオマス燃料の利用機器導入等、廃棄物由来の再生可能エネルギーを利用するための事業

イ 一般廃棄物処理計画関係事業

(ア) 不法投棄残存事案支障状況等調査事業

不法投棄等による生活環境保全上の支障等を判断するための調査事業

ウ PCB 廃棄物処理計画関係事業

(ア) 微量 PCB 汚染廃電気機器等把握支援事業

微量の PCB に汚染されているおそれのある電気機器等について調査するための事業

3 補正額 302,459 千円

(1) 元金積立 302,000 千円 (財源：国庫補助金 302,000 千円)

(2) 利子積立 459 千円

失業者住宅手当緊急特別措置事業について

社会福祉部福祉総務課

1 目的

本事業は、国の経済危機対策に基づき、雇用と住居を失った者等に対して、住居の確保を支援することにより、求職活動に専念できるようにすることを目的として住宅手当を支給する。

2 事業概要

(1) 住宅手当の支給

ア 支給対象者

2年以内に離職した者であって、就労能力と常用就職の意欲のある者のうち、次のいずれかに該当する者（離職前に主たる生計維持者であった者に限る。）

- ・住居を喪失している者
- ・住居を喪失するおそれのある者

イ 支給要件

- (ア) 収入要件：原則、収入がないこと。ただし、臨時収入等がある場合は、受給者及び生計を一とする同居の親族の収入合計が一定額（単身世帯月8.4万円、複数世帯月17.2万円）を超えないこと。
- (イ) 資産要件：受給者及び生計を一とする同居の親族の預貯金合計が一定額（単身世帯50万円、複数世帯100万円）を超えないこと。
- (ウ) 就職活動要件：受給者に常用就職の意欲があり、就職活動を行っていること。支給期間中、受給者は、ハローワーク等の訪問、地方自治体の就労支援担当者との面談及び報告等を行うこと。
- (エ) その他：国及び地方自治体等が実施する類似の貸付や給付等を受けていないこと。

ウ 支給期間 6月間

エ 支給額 単身世帯：月額37,700円、複数世帯：月額49,000円
(生活保護の住宅扶助特別基準額に準拠)

(2) 嘱託職員の任用 住宅手当申請者の受付、就労支援等の業務に従事。

3 補正額 83,200千円（財源：国庫補助金83,200千円）

植物工場可能性調査事業について

農林水産部農業水産課

1 目的

現在、担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増大、水産資源の減少など、従来型の農業や水産業には様々な課題が山積している。一方、飲食業メーカーによる原材料の栽培から製品までの一連の行程を全て管理するための農林水産業への参入や、新技術を活用した植物工場など農業や水産業との連携も見られる。

このような状況を踏まえ、植物工場や養殖施設等の新技術の導入など商工業との連携を強化し農業振興を図る必要があることから、将来性が有望視される新技術の調査研究及び実証実験を実施するもの。

2 事業内容

(1) 農業水産業新技術の調査

日本各地で実用化されている農業や水産業の新技術を調査研究し、農業水産業振興に応用できる新技術の掘り起こし及び新技術の導入を検討していく基礎資料とする。

(2) 農業水産業新技術の実証実験

本市において新技術の導入が可能かどうかについて、実証実験を行う。

【想定技術】

- ・高機能性野菜の生産に供する光技術
- ・作物生育データの遠隔診断技術
- ・無農薬栽培・有機栽培に供する水没・水耕技術
- ・世界各国の特許取得の農産物促成栽培技術
- ・シラスウナギへの餌付技術（無菌餌）

3 補正額 10,000千円

(財源：地域活性化・経済危機対策臨時交付金 10,000千円)

荒茶加工設備更新助成事業について

農林水産部農業水産課

1 目的

地理的条件を活かした天竜区内の茶産業は地域の基幹産業であるものの、荒茶の生産を行うための機械の老朽化が進み、荒茶の品質の維持や製造量の確保が困難になっている製茶組合も多い。これらの問題を解決するため、国の一次補正により措置された強い農業づくり事業費補助金を活用して、老朽化の著しい荒茶加工機の更新に助成することにより、荒茶の品質の向上や製造量を増加させ、茶産業の振興を図るものである。

2 事業内容

天竜区内の茶加工施設の老朽化した荒茶生産設備の更新に対して助成する。

(単位：千円)

区分	事業費	事業者負担	市補助
鏡山製茶組合	61,800	30,900	30,900
丸芝製茶協同組合	62,200	31,100	31,100
芦窪製茶共同組合	15,800	7,900	7,900
杉地域茶生産組合	113,200	56,600	56,600
計	253,000	126,500	126,500

3 補正額 126,500 千円 (財源：県補助金 126,500 千円)

林業雇用力調査研究事業について

農林水産部森林課

1 目的

高齢化率の上昇・過疎化の進む山間地域について、現在の経済情勢による失業者や外国人などを含む多様な人材を活用する等の林業振興を核とした地域振興を図るための調査研究を林野庁からの委託を受けて行うものである。

調査結果は、本市においては「中山間地域振興計画」など山村振興に係る各種計画の補完・強化に活用し、国においては林業・山村振興などの様々な施策形成に活用する。

2 事業概要

(1) 調査の実施

林業振興を核とした山村振興を図るため、外国人を含む多様な人材の活用、浜松版木材生産・流通システムなどを林野庁と一体的に調査・研究を行う。

(2) 検討委員会、専門家検討会による施策などの検討

調査内容を踏まえて、東京・浜松にて、専門家を交えた検討委員会を開催し、施策・方策を検討する。

(3) (仮称) 全国有名林業地サミットの開催

浜松市において(仮称)全国有名林業地サミット、シンポジウムを開催し、研究結果などを情報発信する。

3 補正額 25,000千円(財源:国庫委託金 25,000千円)

企業立地支援事業費補助金について

商工部企業立地推進課

1 事業概要

市内の企業立地の促進及び雇用機会の拡大を図り、もって地域産業の振興及び経済の発展に資することを目的に、市内において民間の企業又は組合が工場等を設置する場合の優遇措置として、用地取得費、設備投資費や固定資産税等に対して補助金を交付するもの。

(1) 企業立地促進事業費 基本的な条件を記載

- ・補助対象 用地取得日より3年（未造成用地等は5年）以内に操業する事業
 - ・補助額等
 - 用地取得費 補助率 20/100
 - 新規雇用従業員 50万円/人
 - 設備投資費 補助率 10/100、1億円を上限
- } 合計で4億円を上限

(2) 企業立地奨励費 基本的な条件を記載

- ・補助対象
 - ・促進事業費の対象に係る固定資産税、都市計画税及び事業所税（資産割）
 - ・操業開始日の翌年度より3年間
- ・補助額等 上記の合計額に相当する額、単年度2億円を限度

2 補正理由

企業の雇用・設備投資計画見直しに伴う工場完成時期等の変更により、平成22年度以降に予定していた補助申請の前倒しが見込まれ、予算額の不足が生じるため補正を行うもの。

3 補正額 500,000千円（財源：一般財源）

電子黒板活用調査研究事業について

学校教育部学校施設課

1 目的

電子黒板の特徴を生かした学校での教育活用に関する調査研究を行うとともに、教育環境に応じた周辺機器との連携モデル活用例を示すことで、学校における電子黒板の普及・活用を図る。

2 調査研究校

都道府県及び指定都市教育委員会が指定する公立小・中学校各 1 校（全国で 130 校）
浜松市の指定校 有玉小学校・細江中学校

3 指定校における研究の内容

- （ 1 ） 電子黒板を全学級に整備（特別支援学級も含む）
- （ 2 ） 学年や教科に応じた電子黒板を活用する授業モデルの作成
- （ 3 ） 電子黒板を活用する授業における教育効果の測定
- （ 4 ） 電子黒板を導入することによる教員の負担軽減効果の測定

4 補正額 27,900千円（財源：国庫委託金 27,900千円）

< 電子黒板の主な特徴 >

- ・画面上でコンピュータを直接操作することができる
- ・画面上に直接書き込みができ、その内容も簡単に保存できる
- ・子どもの集中力向上、授業への興味・関心が高まる

